

令和4年度 第2回

八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

次第

令和4年(2022 年)7月21日(木)

午後2時00分～4時00分

八王子市役所本庁舎8階801 会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会における副会長の選任について
- (2) 第3期八王子市地域福祉計画に関する施策の効果測定及び次期計画改定に向けた意識調査について

3 事務局より報告

- (1) 第3期八王子市地域福祉計画・令和3年度(2021年度)実績報告
- (2) その他

4 閉 会

【配付資料】

【資料1-1】第3期八王子市地域福祉計画に関する施策の効果測定及び次期計画改定に向けた意識調査 調査概要

【資料1-2】第3期八王子市地域福祉計画に関する施策の効果測定及び次期計画改定に向けた意識調査 調査項目(案)概要版

【資料1-3】第3期八王子市地域福祉計画に関する施策の効果測定及び次期計画改定に向けた意識調査 調査項目(案)詳細版

【資料2-1】第3期八王子市地域福祉計画・令和3年度(2021年度)実績報告 総評

【資料2-2】第3期八王子市地域福祉計画・令和3年度(2021年度)実績報告

第3期八王子市地域福祉計画に関する施策の効果測定及び次期計画改定に向けた
意識調査 調査概要

1. 概要

- ① 調査地域 市全域
- ② 調査対象 市内在住の18歳以上の男女(年齢の上限は設定しない予定)
- ③ 対象者数 3,000人
- ④ 調査方法
 - 抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出法
 - 層 化：「八王子ビジョン2022」で示された6地域・14管内の調査
対象人口に応じて調査数を比例配分
 - 対象者抽出：14管内別に単純無作為抽出
- ⑤ 調査期間 約1ヶ月
 - ※web 回答にも対応する予定

2. スケジュール(案)

- ① 8月下旬 から 9月下旬 調査項目の素案を決定
- ② 分科会委員確認後コンサルとの調整の上、調査項目の決定
調査票の発送(10月下旬を想定)
- ③ 11月上旬 から 12月上旬 調査票回収・督促状の郵送
- ④ 12月下旬 から 1月中旬 調査結果集計
⇒分科会にて集計結果を報告予定
- ⑤ 1月下旬 から 3月上旬 調査結果分析

分類	項番	項目	選択方法	設問設置理由	備考	R4新規項目
基本	1	あなたの年齢	記入			
	2	あなたの八王子市での居住年数	記入			
	3	あなたのお住まいの町名	記入			
	4	あなたが一緒に住んでいるのはどなたですか。	あてはまるもの全てに○			
	5	あなたのお住まいは次のうちどれですか	○はひとつ			
	6	あなたの職業は次のうちどれですか。	○はひとつ			
	7	あなたの世帯収入	○はひとつ			
地域での暮らし	8	あなたが現在お住まいの地域での暮らしやすさについて、どの程度満足していますか。(1から5段階で評価)	(1から5段階で○)	満足度によって福祉施策における充実度を図る一つの指標とするため。		
	9	悩みや不安がある時には、誰に相談していますか。	あてはまるもの全てに○	地域や制度、支援機関をどれだけ相談先の選択肢としているか把握するため。また、経年での変化を調査し、認知具合を把握するため。		
	10	近所で高齢や病気、事故などで、日常生活が不自由になった世帯があった場合、あなたは誰に相談していますか。	あてはまるもの全てに○	地域での身近な相談相手や相談機関として認知されているものを把握するため。		
	11	あなたは、地域でおきる生活上の問題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思いますか。	○はひとつ	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。		
	12(1)	地域の人たちが協力して、取り組んで行くことが特に必要なことは、どのようなことだと思いますか。	あてはまるもの全てに○	第3期計画において「市民力」、「地域力」の向上を重要事項としており、本設問は計画の評価に関連するため。	必要ない旨の回答の場合(2)へ	
	12(2)	必要ないと思う理由はなんですか。	あてはまるもの全てに○			
	13	あなたの地域で誰もが安心して暮らしていくために、必要なことは何だと思われますか。	あてはまるもの全てに○	回答者が生活する上で必要だと考えている社会資源(公的なものに限らず)を把握するため。		
地域活動への参加	14	あなたは、これまでに地域での活動に参加したことがありますか。	○はひとつ	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。		
	15(1)	どういった団体に活動されましたか。	あてはまるもの全てに○			
	15(2)	それはどのような活動ですか。	あてはまるもの全てに○			
	15(3)	地域での活動に参加していないのはなぜですか。	あてはまるもの全てに○		項番14で地域での活動をしていないと回答した場合	

分類	項番	項目	選択方法	設問設置理由	備考	R4新規項目
市の福祉施策・制度 など	16	あなたは、次に挙げるような福祉にかかわる制度や言葉の中で、どれを知っていますか。	あてはまるものすべてに○	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。		
	17	あなたにとって、福祉サービスや制度の仕組みはわかりやすいですか。	○はひとつ	講習会や説明会の実施や希望する形で福祉の情報を得ることで、サービスや制度の理解が進むと考えられることから、一体的に設問を設置する。		
	18	あなたは、今後福祉に関する講習や説明会などに参加したいと思いますか。	○はひとつ			
	19	あなたは、福祉の情報をどのように得たいと思いますか。	あてはまるものすべてに○			
	20	福祉サービスを充実させていくうえで、行政と住民の関係についてあなたの考えに近いものを選んでください。	○はひとつ	第3期計画において「市民力」、「地域力」の向上を重要事項としており、本設問は計画の評価に関連するため。		
生活困窮者自立支援 方策	21	生活にお困りの方への相談窓口を市役所本庁舎の福祉部生活自立支援課に設置していますが、ご存じでしたか。	○はひとつ	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。		
	22	生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者に対して、次のような取組を実施していますが、生活困窮者に対する取組として重要だと思うものはなんですか。	あてはまるものすべてに○	生活困窮者自立支援方策における、市民ニーズを把握するため。		
次期計画に向けた新規項目	23	相談窓口として八王子まるごとサポートセンターを設置していますが、ご存じでしたか。	○はひとつ	次期計画において、重層的支援体制整備事業の取組が重点事項になることを想定し、同事業における中心的な役割を担う八王子まるごとサポートセンターにおける設問を設ける。また、現状の八王子まるごとサポートセンターの認知度及び今後の経過を確認するため。		○
	24	(問○で「1. はい」に○をつけた方にお聞きします。)これまで利用したことはありますか。	○はひとつ	次期計画において、重層的支援体制整備事業の取組が重点事項になることを想定し、同事業における中心的な役割を担う八王子まるごとサポートセンターに関する設問を設ける。また、八王子まるごとサポートセンターにおける利用者の割合や紹介しているかなど、地域での認知度や気軽にできる利便性への印象を確認するため。		○
	25	新型コロナウイルスによりあなたがもっとも強く感じる影響はどれですか。	○はひとつ	新型コロナウイルスの影響を把握するとともに、ウィズコロナの中にあっても、次期計画期間内において地域活動等が必要とされるか把握するため。		○
	26	あなたの生活の中で、あてはまるものはありますか。	あてはまるものすべてに○	次期計画において重層的支援体制整備事業が重点事項になることを想定し、同事業の趣旨である複雑・複合化した課題の状況を把握するため。	項番8と9の間に設置する？	○

分類	項番	項目	選択方法
基本	1	あなたの年齢	記入
	2	あなたの八王子市での居住年数	記入
	3	あなたのお住まいの町名	記入
	4	あなたが一緒に住んでいるのはどなたですか。	あてはまるもの全てに○
		1. ひとり暮らし	
		2. あなたの配偶者	
		3. あなたの子ども(人)	
		4. あなたの父	
		5. あなたの母	
		6. あなたの孫	
		7. あなたの兄弟姉妹	
		8. あなたの祖父	
		9. あなたの祖母	
		10. その他()	
	5	あなたのお住まいは次のうちどれですか	○はひとつ
		1. 持ち家(一戸建て・マンションなど)	
		2. 住まいを借りている☒戸建て・マンション・アパート・公営住宅など)	
		3. その他()	
	6	あなたの職業は次のうちどれですか。	○はひとつ
		1. 正社員・正職員	
		2. 派遣・契約社員	
		3. パート・アルバイト(学生を除く)	
		4. 自営業	
		5. 学生	
		6. 家事専従	
		7. 無職	
		8. その他()	
	7	あなたの世帯収入	○はひとつ
		1. 100万円未満	
		2. 100万円～200万円未満	
		3. 200万円～300万円未満	
		4. 300万円～400万円未満	
		5. 400万円～600万円未満	
		6. 600万円～800万円未満	
		7. 800万円～1000万円未満	
		8. 1000万円以上	
		9. わからない	
地域での暮らし	8	あなたが現在お住まいの地域での暮らしやすさについて、どの程度満足していますか。(1から5段階で評価)	(1から5段階で○)
		隣近所などのおつきあい	
		町会・自治会やボランティアなどの地域活動	
		地域の防犯体制	
		地域の防災体制	
		高齢者が安心して暮らせる環境	
		障害者(児)が安心して暮らせる環境	
		子どもが安心して暮らせる環境	
		健康に関する相談体制	
		病院など医療機関の対応	
		総合的な暮らしやすさ	

2/5

分類	項番	項目	選択方法
	12(2)	必要ないと思う理由はなんですか。	あてはまるもの全てに○
		1. 他人とのかかわりをできるだけ持たない暮らしを求めているから	
		2. 個々の生活は一人ひとりの責任・自覚の問題であるから	
		3. 住民相互の協力関係にあまり期待していないから	
		4. 友人、知人との結びつきがあれば十分であるから	
		5. 地域の問題や課題は、行政が全面的に対応すべきであるから	
		6. その他()	
		7. わからない	
	13	あなたの地域で誰もが安心して暮らしていくために、必要なことは何だと思われますか。	あてはまるもの全てに○
		1. 地域での見守りや助け合い	
		2. ボランティア・NPO活動の充実や人材の育成	
		3. 見守りや助け合いなど、小さい頃からの福祉教育の充実	
		4. 福祉サービスの情報提供の充実	
		5. 子育て支援の充実	
		6. 高齢者支援の充実	
		7. 障害者(児)への支援の充実	
		8. 地域医療体制の充実	
		9. 健康づくりや介護予防の充実	
		10. 生涯学習・生涯スポーツ、生きがいづくり・社会参加の促進	
		11. 防犯・防災体制の充実	
		12. 道路や施設のバリアフリー化の推進	
		13. 福祉サービスの質を評価するための仕組みづくり	
		14. 福祉施設の整備	
		15. その他()	
		16. わからない	
地域活動への参加	14	あなたは、これまでに地域での活動に参加したことがありますか。	○はひとつ
		1. はい	
		2. いいえ	
	15(1)	どういった団体で活動されましたか。	あてはまるもの全てに○
		1. 町会・自治会	
		2. 学校、PTA、子供会等	
		3. シニアクラブ	
		4. NPO(民間非営利団体)での活動	
		5. その他任意団体()	
		6. 個人での活動	
	15(2)	それはどのような活動ですか。	あてはまるもの全てに○
		1. 福祉	
		2. 保健・医療	
		3. 社会教育	
		4. 学術、文化、芸術またはスポーツ	
		5. 防災・防犯	
		6. 人権擁護・平和推進	
		7. 男女共同参画の促進	
		8. 子どもの健全育成	
		9. 消費者の保護	
		10. その他()	

分類	項番	項目	選択方法
	15(3)	地域での活動に参加していないのはなぜですか。	あてはまるもの全てに○
		1. 興味や関心がないから	
		2. 機会がないから	
		3. 時間がないから	
		4. 自分の生活で精一杯だから	
		5. 仕事が忙しくて余裕がないから	
		6. やりたい活動がないから	
		7. 自分の趣味や余暇活動を優先したいから	
		8. 現在の活動内容に不満だから	
		9. 活動の内容や参加の方法がわからないから	
		10. その他()	
		11. 特に理由はない	
市の福祉施策・制度 など	16	あなたは、次に挙げるような福祉にかかわる制度や言葉の中で、どれを知っていますか。	あてはまるものすべてに○
		八王子まるごとサポートセンター	
		社会福祉協議会	
		民生児童委員	
		成年後見制度	
		地域福祉権利擁護事業	
		市民後見人	
		ボランティアセンター	
		福祉避難所	
		ういずサービス(有償家事援助サービス)	
		受験生チャレンジ支援貸付事業	
		住居確保給付金	
		生活福祉資金	
		生活困窮者自立支援制度	
	17	あなたにとって、福祉サービスや制度の仕組みはわかりやすいですか。	○はひとつ
		1. かなりわかりやすい	
		2. まあわかりやすい	
		3. ややわかりにくい	
		4. かなりわかりにくい	
		5. どちらともいえない	
	18	あなたは、今後福祉に関する講習や説明会などに参加したいと思いますか。	○はひとつ
		1. 参加したい	
		2. 都合があれば参加したい	
		3. 参加したいと思わない	
		4. わからない	
	19	あなたは、福祉の情報をどのように得たいと思いますか。	あてはまるものすべてに○
		1. 市の広報	
		2. 市のホームページ	
		3. 社会福祉協議会だより	
		4. 新聞やテレビ、ラジオ	
		5. 回覧板	
		6. Twitter、Facebook、LINEなど	
		7. 市などのメールマガジン	
		8. 直接訪問してほしい	
		9. その他()	
		10. わからない	

分類	項番	項目	選択方法
	20	福祉サービスを充実させていくうえで、行政と住民の関係についてあなたの考えに近いものを選んでください。	○はひとつ
		1. まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである	
		2. 行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである	
		3. 行政の手の届きにくい課題については、住民が協力していくべきである	
		4. これらを実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない	
		5. その他()	
		☒ わからない ☒	
生活困窮者自立支援方策	21	生活にお困りの方への相談窓口を市役所本庁舎の福祉部生活自立支援課に設置していますが、ご存じでしたか。	○はひとつ
		1. 知っていて、利用したことがあるもしくは人に勧めたことがある	
		2. 知っているが、利用したことはない	
		3. 知らなかった	
		4. 知らなかったが、利用してみたい	
	22	生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者に対して、次のような取組を実施していますが、生活困窮者に対する取組として重要だと思うものはなんですか。	あてはまるものすべてに○
		1. 住居の確保のための家賃額を有期で支給	
		2. 生活の安定(社会的・経済的自立)のための就労支援	
		3. 一般就労に向けた基礎能力を習得する就労準備支援	
		4. 家計を立て直すためのアドバイス(計画)	
		5. 世帯の子どもの学習面・生活面の支援	
		☒ その他()	
次期計画に向けた新規項目	23	相談窓口として八王子まるごとサポートセンターを設置していますが、ご存じでしたか。	○はひとつ
		1. はい	
		2. いいえ	
	24	(問○で「1. はい」に○をつけた方にお聞きします。)これまで利用したことはありますか。	○はひとつ
		1. 利用したことがあるし、利用を紹介したり、他の人に勧めたことがある	
		2. 利用したことがある	
		3. 利用したことはないが、機会があれば利用したいと思う	
		4. 利用するかはわからない	
		5. 利用しようとは思わない	
	25	新型コロナウイルスによりあなたがもっとも強く感じる影響はどれですか。	○はひとつ
		1. 失業等による生活困窮	
		2. 他人との関係の希薄化	
		3. 自粛要請等による心身への影響	
		4. その他()	
		5. 現在は特になし	
	26	あなたの生活の中で、あてはまるものはありますか。	あてはまるものすべてに○
		1. 仕事に就いておらず、収入がない。	
		2. 6か月以上、買い物以外で外に出かけていない。	
		3. 2人以上の家族の介護や育児をしている。	
		4. 高齢者である自分が、同じく高齢者の家族の介護をしている。	
		5. 仕事に就かない子どもがいる。	
		6. 公共交通機関が少なく、外出が難しい。	
		7. 経済的に困窮している。	
		8. その他()	
		9. あてはまるものはない。	

第3期八王子市地域福祉計画・令和3年度(2021年度)実績報告 総評

第3期八王子市地域福祉計画に掲載された事業について、令和3年度(2021年度)の各所管での取組状況及び計画の進捗状況を・施策ごとの Do(実行)と Check(評価)の記載内容に基づき事務局において「自己評価」及び Act(改善)を作成した。

令和3年度(2021年度)における事業実績の傾向

1 地域福祉を推進するしくみの充実

包括的な地域福祉ネットワーク会議において令和3年度より開始した重層的支援体制整備事業について関連所管と情報共有し連携強化を図った。また、地域課題の包括的な相談窓口であるはちまるサポートを新たに1か所開設し、合計10か所とすることができた。

2 地域福祉活動支援・人財育成

新型コロナウイルス感染症の影響により、研修や勉強会の事業実績については、令和2年度から多くの事業が中止もしくは大幅に縮小したため開催数や参加人数などの活動指標が前年度と比較し減少していたが、実施方法の見直しや感染症対策を行いながら事業を実施したことで活動指標が改善した事業もあった。

3 福祉サービスの充実

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、生活困窮者の自立支援相談件数は大幅に増加したが、生活維持の施策と就労支援の実施により、就労決定者数は前年度と比較し約1割回復した。

令和4年度(2022年)の留意点

第3期地域福祉計画の期間が残り2年となり、目標達成に向けて着実に事業を推進していくと共に、昨今の複雑・複合化する地域課題や新型コロナウイルス感染症、物価高騰などの課題への対応、ウイズコロナに対応した事業手法の見直し等にも留意する必要がある。

また、令和5年度(2023年度)より開始する本市基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」や今後本市が力を入れていく「地域づくり」の観点を意識し、令和5年度(2023年度)に行う第4期地域福祉計画の策定につなげられるような検討も進めていく。

①主要な成果指標

■“包括的な地域福祉ネットワーク会議”の開催回数（４ページ）

年度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内容	(新規)	－	－	年間2回程度	－	年間2回程度
	実施結果	0 回	1 回	2 回	2 回	

■はちまるサポート(旧：地域福祉推進拠点)の整備数（６ページ）

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内 容	4か所	－	－	15 か所	－	21 か所
	実施結果	6か所	8か所	9か所	10か所	

②令和2年度に新型コロナウイルスの影響があり活動指標の実績が減少したと考えられる事業のうち、実施方法の見直し等により令和3年度の指標が改善したもの。

■“総合的な福祉研修”の延参加者数（８ページ）

R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)
－	延 50 人	－
延 38 人	延 28 人	延 50 人

■学校等における車いす等体験学習の実施回数（１５ページ）

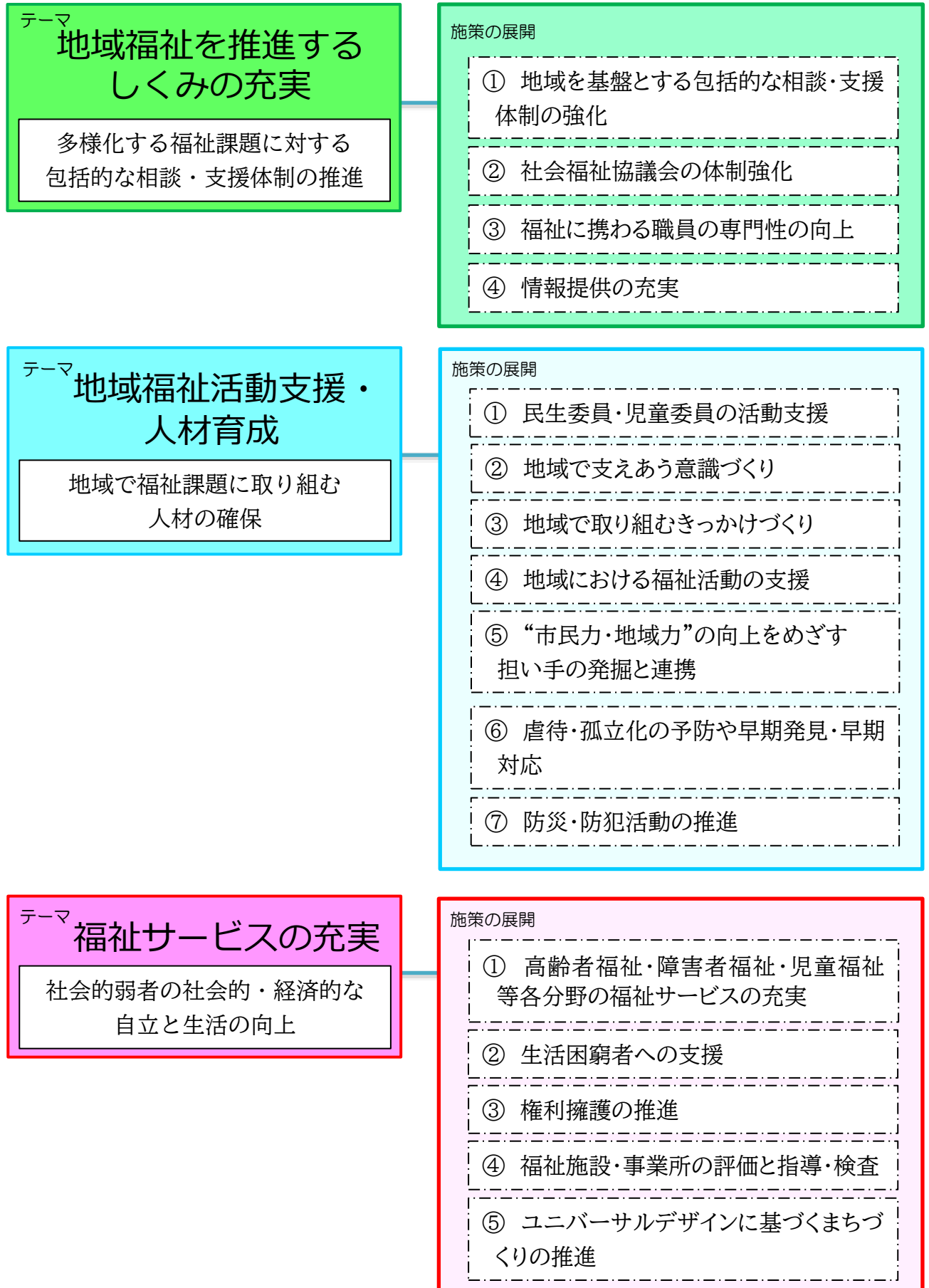
R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)
－	130 件 (延 15,000 人)	－
162 件 (延 12,658 人)	46 件 (延 2,548 人)	49 件 (延 2,941 人)

■はちまるサポート(旧：地域福祉推進拠点)における地域住民主体の事業実施回数（１７ページ）

R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)
－	35 回 (延 450 人)	－
44 回 (延 771 人)	0 回 (延 0 人)	13 回 (延 127 人)

第3期八王子市地域福祉計画・令和3年度（2021年度）実績報告

計画の体系



1 地域福祉を推進するしくみの充実

～多様化する福祉課題に対する包括的な相談・支援体制の推進～

現状と課題

- ◆ 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していく必要があります。
- ◆ 様々な支援制度がきめ細やかに提供されている反面、利用者にとって複雑で“分かりにくい制度”となっている場合があります。

必要な取組

- ◆ 住民と行政機関等が共に地域課題の解決をめざすしくみを構築します。
- ◆ 社会福祉協議会と共に取り組み、社会福祉協議会の活動を支援します。
- ◆ 支援を必要としている人の状況に応じた情報提供と、情報バリアフリーを推進します。
- ◆ 地域生活課題などの把握に努めます。

○ 施策の展開

- (1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化
- (2) 社会福祉協議会の体制強化
- (3) 福祉に携わる職員の専門性の向上
- (4) 情報提供の充実

このテーマにおける目標

- ① 近隣に高齢・病気などで困っている世帯があった場合に、民生委員・児童委員に相談する人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	7.1%	11.7%	14.8%
	調査結果	7.2%	

- ② 地域でおきる生活上の課題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思う人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	73.6%	79.1%	82.2%
	調査結果	72%	

Plan(計画)

(1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化

多様化・複雑化する地域生活課題に対応し、市民にとって身近な場所で気軽に相談することができるまちづくりを推進します。地域における住民主体の福祉活動や民生委員・児童委員による相談・支援体制、内容に応じた専門的な相談・支援機関のネットワーク化を強化します。なお、地域と専門的な相談・支援機関との“コーディネート役”を社会福祉協議会が担います。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

包括的な相談・支援体制の構築

きめ細やかな支援や多様な課題に一体的に取り組むことができるよう、行政のみならず、地域を基盤とした包括的な相談・支援のしくみを構築します。

令和3年度(2021年度)実績

令和2年6月の社会福祉法の改正を受け、重層的支援体制整備事業を開始
はちまるサポート新規開設数：1か所(合計10か所)[令和2年度：1か所]
はちまるサポート相談件数：650件[令和2年度：463件]

“包括的な地域福祉ネットワーク会議”の設置

専門的な相談・支援機関によって構成するネットワーク会議を設置します。情報共有や地域生活課題の把握・解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に実施する方法などについて検討します。

令和3年度(2021年度)実績

包括的な地域福祉ネットワーク会議開催回数：2回[令和2年度：2回]

社会福祉審議会の運営

社会福祉審議会は、本市の福祉に関わる課題について調査・審議する市長の附属機関で、福祉の総合的な発展について5つの専門分科会に分かれて審議を行っています。

各専門分科会の会長・副会長で構成する代表者会では、分野間の情報共有や共通課題について審議することで、本市の地域福祉を推進します。

令和3年度(2021年度)実績

社会福祉審議会開催数(代表者会、各専門分科会、部会含む)：36回
[令和2年度：60回]

Check(評価)**この施策における活動指標**

○ “包括的な地域福祉ネットワーク会議”の開催回数

対象者別の専門的な相談・支援機関の連携を強化するためのネットワーク会議開催回数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)
内 容	(新規)	-	-	年間2回 程度	-	年間2回 程度
	実施結果	0回	1回	2回	2回	

自己評価

昨今の複雑・複合化する地域課題に対応する仕組みとして新たに重層的支援体制整備事業を開始した。また、包括的な地域福祉ネットワーク会議を2回開催(うち1回は書面開催)し、重層的支援体制整備事業開始に伴う情報共有や意見交換等を行うとともに、相談支援機関に対して「重層的支援会議」や社会福祉法第106条の6に基づいて設置した「八王子市支援会議」を積極的に利用するよう周知した。さらに、令和3年度(2021年度)より設置した、ひきこもり支援部会の開催状況の報告の他、会議を組織する専門的な相談・支援機関に教育指導課を追加し会議の機能強化を行うことができた。

Act(改善)

重層的支援体制整備事業を各支援機関に浸透させ、積極的に活用していくと伴に、はちまるサポートの市民への周知により一層力を入れ、地域を基盤とした相談・支援の仕組みづくりを進めていく。また、包括的な地域福祉ネットワーク会議においては、重層的支援体制整備事業全般や各部会に関する情報共有や意見交換等を行うと伴に、政策提案まで見据えた場として引き続き関連所管との連携強化を図っていく。

Plan(計画)

(2) 社会福祉協議会の体制強化

社会福祉協議会は包括的な相談・支援体制において、“コーディネート役”として各機関との連携を図る役割を担います。市は地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携を図り、適正な人員体制や活動拠点の確保・整備など、その体制強化を実施します。

また、市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉推進計画「いきいきプラン八王子」は“車の両輪”の関係です。両計画の整合性を図り、一体的な取組を推進します。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

社会福祉協議会への活動支援

社会福祉協議会は「地域で支えあうしくみづくり」を推進する役割を担っており、地域福祉を推進する中核的な存在です。この社会福祉協議会の体制を強化します。

令和3年度(2021年度)実績

運営費補助として人件費等補助を実施

重層的支援体制整備事業の委託を開始

社会福祉協議会職員の専門性向上への支援

社会福祉協議会職員の専門性向上にむけ研修等の参加を支援することで、社会福祉協議会の機能を強化します。

令和3年度(2021年度)実績

社会福祉士実習生向け研修(福祉事務所実施)への

社会福祉協議会職員の参加人数:3日間で延べ20人〔令和2年度:13人〕

はちまるサポート(旧：地域福祉推進拠点)の整備促進

地域住民による福祉活動を支援し、地域のなかで課題を“丸ごと”受け止め、専門的な相談・支援機関へコーディネートするはちまるサポートを市内全域に整備します。

令和3年度(2021年度)実績

はちまるサポート新規開設数:1か所(合計10か所)〔令和2年度:1か所〕

はちまるサポート相談件数:650件〔令和2年度:463件〕

Check(評価)**この施策における活動指標**

- はちまるサポート(旧：地域福祉推進拠点)の整備数

包括的な相談の場であるはちまるサポートの整備数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)
内 容	4か所	-	-	15か所	-	21か所
	実施結果	6か所	8か所	9か所	10か所	

自己評価

はちまるサポート長房を令和4年(2022年)2月25日に新規開設し合計10か所とすることができた。令和3年度(2021年)時点の活動指標には足りていないが、社会福祉協議会の人材育成の状況や体制づくり、また、整備箇所を慎重に検討したためとなる。

Act(改善)

はちまるサポートの今後の整備については、本市で進めている「地域づくり」の観点を持ち、高齢者あんしん相談センターとの併設等を考慮して場所の選定を行い、担い手となる社会福祉協議会職員の人材育成や適切な人員配置等も含めて総合的に検討を行っていく。

Plan(計画)

(3) 福祉に携わる職員の専門性の向上

市の職員や福祉施設従事者を対象に、認知症や障害者への理解など、福祉に対する総合的な知識や技術を深める支援を行うことで、専門性の向上を図るとともに、社会福祉主事など福祉系有資格者の育成を行い、福祉行政に対する市民の信頼感を高めます。また、福祉事務所として、社会福祉士をめざす実習生の受入を推進します。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

“総合的な福祉研修”の実施

多様化する地域生活課題に対応していくため、現場で相談・支援業務を行う市職員の専門性の向上をめざします。

令和3年度(2021年度)実績

社会福祉士実習生向け研修(福祉事務所実施)への

市職員の参加人数:3日間で延べ50人〔令和2年度:28人〕

社会福祉士実習指導者の育成

福祉事務所として社会福祉援助技術現場実習生(社会福祉士になるための現場実習)の受入を行っています。この受入体制の充実に向けて必要な実習指導者の確保・育成を行います。

令和3年度(2021年度)実績

実習指導者新規養成数:1人(実習指導者合計10人)〔令和2年度:1人〕

Check(評価)**この施策における活動指標**

○ “総合的な福祉研修”の延参加者数

福祉の各分野についての知識や理解を深め、現場で相談者が抱える課題を的確に把握できるよう、福祉制度に関する職員研修を実施します。この職員研修の延参加者数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内 容	(新規)	-	-	延50人	-	延100人
	実施結果	延29人	延38人	延28人	延50人	

自己評価

令和3年度(2021年度)の社会福祉士実習生向けの研修への市職員の参加は、より多くの職員が参加できるようカリキュラムを午前と午後に分けた結果延べ受講者数を増加することができた。

Act(改善)

総合的な福祉研修は、福祉における職員の幅広い知識の取得やスキルの向上に有効であり、今後も多くの職員が受講することが望まれる。新規採用職員及び異動者だけでなく、相談・支援業務に関わる職員やスキルアップを目指す職員が受講しやすいカリキュラムを検討する。

Plan(計画)

(4) 情報提供の充実

福祉の各分野では、対象者別に制度などの情報をまとめた福祉のしおりや子育てガイドブックなどの冊子を作成しています。制度や法律、福祉サービス等の情報が、それを必要とする人に行き渡るよう、媒体や周知の方法を工夫した情報提供を引き続き行います。

一方、児童福祉分野ではメールマガジンやSNSの活用が広がっており、他の福祉分野でもSNSの活用などを推進します。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の情報提供の充実

児童福祉分野で実施しているSNSの活用など、地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の各分野でも多様な手段によって必要な情報を発信していきます。

令和3年度(2021年度)実績

引き続き「介護なび・はちおうじ」「子育てガイドブック」などの発行を行い、また、「子育て支援メールマガジン」や市公式フェイスブック「すくてく*はちおうじ」により情報発信を行った。

音訳・点訳資料等の提供

ボランティアが作成した音訳・点訳資料の貸し出しや、他自治体の音訳・点訳資料を借り受けて図書館を通じて貸し出すことで、視覚障害がある方の図書館の利用を促し、どこでも本に触れ、情報や知識を得る機会を提供します。

また、文字を拡大することなどが可能な電子書籍を導入していきます。

令和3年度(2021年度)実績

音訳資料作成件数:130点〔令和2年度:151点〕

点訳資料作成件数:12点〔令和2年度:12点〕

Check(評価)**この施策における活動指標**

○ Facebook 等 SNS の活用 リアクションの数

地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等各分野情報を分かりやすく、かつタイムリーに発信するため、SNSを活用します。このSNSのリアクションの数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内 容	(新規)	-	-	750 件	-	1,000 件
	実施結果	1,280 件	1,306 件	1,313 件	1,506 件 (フォロワー数)	

※“いいね”は Facebook の仕様で廃止となったためフォロワー数を計上しています。

自己評価

情報提供については、八王子市公式フェイスブック「すくてく*はちおうじ」のフォロワー数は1,506 件だが、まだ十分ではないため、引き続きの周知と新しい手法の検討を進めていく。（“いいね”は Facebook の仕様で廃止）

このほか、介護なび・はちおうじ、子育てガイドブック、福祉のしおり、健康福祉のガイドブック等も合わせて引き続き各分野の情報を分かりやすく発信していく。

Act(改善)

多様な市民に対して効果的に情報提供ができるように、SNSや広報誌等幅広い手段を用いて引き続き積極的な情報発信を行っていく。

2 地域福祉活動支援・人材育成

～地域で福祉課題に取り組む人材の確保～

現状と課題

- ◆ 支援を必要とする全ての人々に支援が行き届くようにするためには、行政の取組に加え、“市民力・地域力”の活用が欠かせません。
- ◆ 地域住民が主体的に課題を解決し、それを地域が支えていくような“地域づくり”が必要です。
- ◆ 地域住民一人ひとりが当事者意識を持つとともに、地域の福祉活動を支える人材の確保・育成が求められます。

必要な取組

- ◆ 地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備します。
- ◆ 地域住民が地域での活動に参加する機会を充実させます。
- ◆ 地域住民が主体的に行う福祉活動を支援します。
- ◆ 地域住民の虐待・孤立化の防止に向けた取組を推進します。
- ◆ 地域における防災・防犯活動の取組を支援します。

○ 施策の展開

- (1) 民生委員・児童委員の活動支援
- (2) 地域で支えあう意識づくり
- (3) 地域で取り組むきっかけづくり
- (4) 地域における福祉活動の支援
- (5) “市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携
- (6) 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- (7) 防災・防犯活動の推進

このテーマにおける目標

- ① 地域での活動に担い手として参加したことのある人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	50.2%	60.2%	66.9%
	調査結果	46.2%	

② 福祉に関する地域活動に参加している人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	12.3%	13.9%	15.1%
	調査結果	13.2%	

Plan(計画)

(1) 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、地域住民の声を最初に受け止め、専門的な相談・支援機関につなげるとともに社会福祉協議会と地域をつなげる重要な役割を担います。

一方で、それぞれの民生委員・児童委員の負担増とならないよう行政から助言・指導を行うとともに、民生委員・児童委員が地域の人々により認知されるよう活動の支援を行います。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、地域住民に関する調査や相談・助言、行政機関と協力した地域住民への支援などを行います。こうした活動が充実するよう、民生委員・児童委員の活動をPRし、地域に知ってもらうことで、より活動しやすい環境を整備します。また、平成29年度に実施した民生委員・児童委員に対する実態調査を継続し、活動支援に役立てます。

令和3年度(2021年度)実績

広報はちおうじやホームページで民生委員活動のPRを実施

〔令和2年度：広報はちおうじやホームページで民生委員活動のPRを実施〕

民生委員・児童委員の専門性向上にむけた支援

福祉サービスや相談・支援業務についての研修や意見交換を行い、民生委員・児童委員の専門性の向上を支援します。

令和3年度(2021年度)実績

委託研修：参加総数345人 開催総数8回〔令和2年度：80人、4回〕

八王子市民生委員・児童委員全体研修：参加人数888人 開催回数2回
〔令和2年度：参加人数443人 開催回数1回〕

Check(評価)

この施策における活動指標

- 民生委員・児童委員とその活動についての情報を、広報紙・ホームページへ掲載した回数

広報紙、ホームページなどを活用し民生委員・児童委員のPRをすすめ、認知度が高まることで住民理解・協力を推進します。こうした情報の広報紙・ホームページへの掲載回数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内 容	3回	-	-	4回	-	5回
	実施結果	3回	4回	2回	1回	

自己評価

令和3年度(2021年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響で当初予定していた事業や地域での活動ができなくなったことから、広報紙・ホームページへの掲載回数は1回のみとなってしまった。民生委員に対する研修等は動画視聴など手法を変えて実施をすることで、コロナ禍での対応を行うことができた。

また、全体研修については書面開催や規模を縮小して開催するなど、できるだけ研修の機会を設けるよう工夫して行った。

Act(改善)

民生委員・児童委員の活動内容を多くの市民に知ってもらうことは、民生委員・児童委員のなり手獲得や活動にもつながるものと考えます。事業の案内や特集号によるPRだけでなく、日頃の活動を周知することにより、民生委員・児童委員の活動へ理解を深めてもらい、民生委員・児童委員のなり手を増やせるよう、今後も広報紙やホームページでPRを行うとともに、民生委員がより活動しやすい環境を整備していく。

Plan(計画)

(2) 地域で支えあう意識づくり

福祉や消費生活といった地域で暮らすために欠かせない内容を知る機会を充実させ、市民の興味・関心を育てます。

また、福祉について学ぶ機会を増やすことで、お互いを理解し尊重しあう心を育む取組を支援し、意識のバリアフリー化を推進します。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

学校等への車いす等体験学習（社会福祉協議会）

児童・生徒を中心に、福祉講話・車いす体験・高齢者疑似体験・点字体験・アイマスク体験を実施します。

令和3年度(2021年度)実績

実施件数49件 延参加者数2,941人

〔令和2年度:実施件数46件 延参加者数2,548人〕

夏休み体験ボランティア活動の実施（社会福祉協議会）

中学生から青年を対象に、高齢者施設・障害者(児)施設・保育園等の協力のもと、施設内でのボランティア体験活動を行います。

令和3年度(2021年度)実績

参加人数 61人

〔令和2年度:新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止〕

はちおうじ出前講座の実施

学習会などに、市や官公署・企業等の職員が講師として伺い、担当する事業などについて講義や説明をすることで、市民の活動に対する関心を高めます。

令和3年度(2021年度)実績

保健・福祉分野 : 11件〔令和2年度:4件〕

子育て分野 : 5件〔令和2年度:6件〕

消費生活分野 : 4件〔令和2年度:2件〕

Check(評価)**この施策における活動指標**

○ 学校等における車いす等体験学習の実施回数（社会福祉協議会）

車いす体験などの体験学習を通じて福祉に関する意識を高めます。この体験学習の実施回数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内 容	117 件 (延 13,714 人)	-	-	130 件 (延 15,000 人)	-	140 件 (延 16,500 人)
	実施結果	156 件 (延 10,230 人)	162 件 (延 12,658 人)	46 件 (延 2,548 人)	49 件 (延 2,941 人)	

自己評価

学校等における車いす等体験学習は、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年と比較し微増に留まった。一方で令和2年度中止となった夏休み体験ボランティアは一部再開した。

Act(改善)

コロナ禍において、高齢者疑似体験やアイマスク体験は衛生面の観点から休止をしているが、車いす体験は車いす、作成した DVD を学校側に貸し出して実施をする等の工夫をしている。体験学習の実施回数はコロナ禍における学校側のニーズによるところではあるが、引き続き、工夫して実施できる部分については取り組んでいく。

Plan(計画)

(3) 地域で取り組むきっかけづくり

地域福祉活動に参加するきっかけとして、交流の“場”や福祉活動を学ぶ機会などを設け、地域福祉活動に参加するための支援をします。

また、こうした場や機会についての情報発信を行います。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

住民が地域活動に参加するための支援

はちまるサポート(旧：地域福祉推進拠点)では、地域住民が主体的に運営に関わっています。趣味の講座などをボランティアが企画・運営することを支援し、地域活動に参加するきっかけづくりを推進します。

令和3年度(2021年度)実績

コミュニティスペースを併設する、はちまるサポートにおいて、“折り紙講座”などの趣味の講座を13回開催し、延べ127人の参加がありました。

〔令和2年度：新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止〕

はちおうじ志民塾の開催

概ね50歳以上のシニア世代を対象に、地域での様々な市民活動における中心的な役割を担う人材を養成しているはちおうじ志民塾を実施します。

令和3年度(2021年度)実績

卒業生：17人〔令和2年度：12人〕

地域デビューパーティー802(旧：お父さんお帰りのパーティー)の開催支援

地域での市民活動への参加のきっかけづくりの場として行う地域デビューパーティー802に対する支援を行います。

令和3年度(2021年度)実績

参加人数：117人(会場実施とオンラインを併用して開催)〔令和2年度：66人〕

Check(評価)**この施策における活動指標**

- はちまるサポート(旧：地域福祉推進拠点)における地域住民主体の事業実施回数
(社会福祉協議会)

はちまるサポートにおいて、地域の人が集まる機会を提供し福祉活動へ参加するきっかけづくりを推進します。この地域住民主体の事業実施回数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)
内 容	29 回 (延 395 人)	-	-	35 回 (延 450 人)	-	40 回 (延 500 人)
	実施結果	52 回 (延 846 人)	44 回 (延 771 人)	0回 (延0人)	13 回 (延 127 人)	

自己評価

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は実施できなかった、はちまるサポートが主催し地域住民が主体的に運営に関わる事業(趣味の講座等)や地域住民主催の活動(子ども食堂、健康体操、カフェ等)は感染対策を行いながら定期的の実施することができた。

なお、令和3年度(2021年度)は、地域住民主催の活動の参加延人数が 2,000 人を超えていることから、現在の成果目標と合わせて「地域活動に参加するための支援」と成果として、今後も経過を確認していく。

Act(改善)

新型コロナウイルス感染症の影響によりこれまで通りの実施が難しい事業もあるが、一方でコロナ禍の中で人とのつながりが少なくなったなかで、住民同士のつどいの場として機能している。感染症対策を徹底して行いながら、引き続き取り組んでいく。

Plan(計画)**(4) 地域における福祉活動の支援**

地域における課題の解決に向けた取組を進めている個人や、町会・自治会、NPO等の団体の福祉活動を支援します。

Do(実行)**令和3年度（2021年度）の取組****ういずサービス（有償家事援助サービス）の推進（社会福祉協議会）**

高齢者や障害者・ひとり親家庭や産前産後・病気やけが等で日常生活を送るうえで家事援助が必要な方（利用会員）に対し、登録した協力会員がホームヘルプサービスなどを実施するういずサービスの取組を推進します。

令和3年度(2021年度)実績

事業の説明と協力会員募集のための説明会開催数：6回〔令和2年度：8回〕

協力会員研修会・学習会開催数： 利用会員：238人 協力会員：183人

〔令和2年度：3回 利用会員：223人 協力会員：186人〕

高齢者ボランティア・ポイント制度の推進

介護予防効果を高めるとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、あらかじめ登録された65歳以上の高齢者が介護支援ボランティア活動を行った際にポイントを付与し、このポイントに応じた交付金等を支給する高齢者ボランティア・ポイント制度を推進します。

令和3年度(2021年度)実績

高齢者ボランティア登録者数：2,389人〔令和2年度：2,616人〕

高齢者ボランティア受入指定施設等：369機関〔令和2年度：370機関〕

ファミリー・サポート・センターの活用

子育ての手助けが欲しい方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）による、地域での育児の相互援助活動を仲介するファミリー・サポート・センター事業を推進します。

令和3年度(2021年度)実績

年間活動数：1,611回〔令和2年度：1,251回〕

日本赤十字社（日赤）活動への支援

八王子市赤十字奉仕団は、防災訓練・水防訓練やイベントの際の炊き出しや救護法普及活動等を行っています。奉仕団による非常災害時の被災者の援護、健康増進、疾病予防などの社会奉仕活動を今後も支援します。また、災害義援金の募集や血液センターと協力した献血の呼びかけ、広報紙などを活用した奉仕団員増員を図ります。

令和3年度(2021年度)末時点

奉仕団分団数:11分団 奉仕団員数:198人〔令和2年度:12分団、210人〕

町会・自治会による福祉活動への支援

町会・自治会は民生委員・児童委員とも関わりが深く、両者が協働して地域福祉を推進していくことが望まれます。今後、見守り活動など福祉活動を行う町会・自治会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員とのさらなる連携を推進します。

令和3年度(2021年度)実績

町会・自治会と民生委員・児童委員で意見交換や情報交換を行っている情報連絡会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。

〔令和2年度:新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止〕

Check(評価)

この施策における活動指標

○ ういずサービスの協力会員数（社会福祉協議会）

住民相互の福祉活動であるういずサービスの協力会員の増員を図り、地域住民の活動支援につなげます。この協力会員数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内 容	207 人	-	-	215 人	-	230 人
	実施結果	199 人	199 人	186 人	183 人	

自己評価

「ういずサービス」の協力会員数は策定時の人数を下回る数字となっている。これは、協力会員の高齢化による登録終了や新たな担い手不足が原因と考えられる。一方前年度と比較し、相談件数や利用会員数が増えていることから、引き続き、協力会員数の増加に向けて、説明会や広報を通じて「ういずサービス」の趣旨や意義について周知活動を行う必要がある。

Act(改善)

「ういずサービス」の協力会員数を増やすために、引き続き市民に対して説明会や広報を通じて「ういずサービス」の趣旨や意義について周知活動を行っていく。

Plan(計画)

（５）“市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携

“市民力・地域力”の向上のためには住民参加が大きなカギとなります。

今後、住民参加の促進のため、ボランティアセンターを中心に、活動の内容や目的ごとに地域福祉活動を行っている個人や団体間での情報交換等を行うネットワークを充実します。

また、21の大学、短期大学、高等専門学校が立地している全国でも有数の学園都市の強みを活かし、学生によるボランティア活動を推進します。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

ボランティアセンター（社会福祉協議会）の運営支援

ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしてみたい人、ボランティアの支援を求める人からの相談を受け、活動先や活動者の紹介など様々な支援を行っています。

また、本市が被災した場合には災害ボランティアセンターとして、市と共に復興をめざす取組を進めます。このボランティアセンターの運営を支援します。

令和3年度(2021年度)実績

ボランティア活動育成のための各種事業に対する補助を引き続き実施

ボランティア登録者(年度末時点):個人⇒281人、団体⇒122団体、2,102人
〔令和2年度:個人⇒286人、団体⇒117団体、2,276人〕

高齢者活動コーディネートセンターの運営

特技を持った高齢者を、それを必要とする方に紹介し、つなげるとともに、双方の相談を受け付け、高齢者の生きがいづくりとなる様々な活動を実施する高齢者活動コーディネートセンターを運営します。

令和3年度(2021年度)実績

コーディネーター数:179人〔令和2年度:186人〕

講師登録者数:459人〔令和2年度:562人〕

コーディネート成立件数:174件〔令和2年度:65件〕

子育て応援団Beeネットの活用

子育て中の家庭を地域で見守り、支援するため、子育てに関わるボランティアを育成している子育て応援団Beeネットのさらなる活用を図ります。

令和3年度(2021年度)実績

登録者数:609人〔令和2年度:597人〕

市民活動支援センターの運営

まちづくり、環境、教育、福祉、国際交流、文化、スポーツなど、あらゆる分野の公益的な市民活動を行っている団体に対し、会議室の貸出や講座の実施、相談の受付等、市民活動支援センターによる支援を行います。

令和3年度(2021年度)実績

会議室貸出件数:685回〔令和2年度:544回〕

講座等開催回数:27回〔令和2年度:12回〕

学生によるボランティア活動の推進

学生のボランティア活動を推進し、地域社会の活性化を図るとともに、学生の八王子への愛着や理解を深めるための取組を行います。また、大学コンソーシアムの機能を活かし、加盟団体等と連携しながら学生が地域社会に参加する機会を高めていきます。

令和3年度(2021年度)実績

新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

〔令和2年度:新型コロナウイルス感染症の影響により未実施〕

Check(評価)**この施策における活動指標**

○ 小地域福祉活動を行う団体数（社会福祉協議会）

地域の課題に取り組む小地域福祉活動団体の立ち上げを支援し、運営をサポートします。
この小地域福祉活動を行う団体数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内 容	18 団体	-	-	28 団体	-	37 団体
	実施結果	27 団体	32 団体	40 団体	-	-

※令和2年度に社会福祉協議会の生活支援体制整備事業の受託が終了したことに伴い本事業は終了しました。

自己評価

市全域の生活支援体制の強化を目的に、これまで社会福祉協議会へ委託していた生活支援体制整備事業を令和3年度から高齢者あんしん相談センターへ委託し、増員した生活支援コーディネーターを各高齢者あんしん相談センター(21か所)に配置した。それに伴い社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが行っていた小地域福祉活動団体への支援は終了したが、これまで支援していた40団体については、引き続き各高齢者あんしん相談センターの生活支援コーディネーターがミーティングや相談を通して支援を行っている。

なお、市に登録されている「住民主体による訪問型サービス(介護予防・生活支援サービス)」の団体数は令和2年度が27団体、令和3年度が34団体となり、順調に数を増やすことができている。

Act(改善)

各高齢者あんしん相談センターの生活支援コーディネーターが、引き続き40団体の支援を行うと共に、新たな小地域福祉活動団体の立ち上げ支援を行っていく。

Plan(計画)

(6) 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応

誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、身近な相談や生活に必要なサービスを充実させます。そのためには、地域における住民が集まる機会の増加を促すとともに、事業者に見守り活動へ協力いただくなど、普段から顔の見える関係づくりを推進します。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

見守り協定の活用

通常業務中に気づいた“異変”を、市の見守り専用電話に連絡し情報提供する見守り協定事業者と連携し、虐待等の早期発見に努めます。

令和3年度(2021年度)実績

新規協定締結:3件〔令和2年度:2件〕

地域交流サロン活動への支援

身近な地域で、誰もが気軽に参加できる交流の場を提供するふれあい・いきいきサロンや子育てサロンなどの活動が活発になるように支援します。

令和3年度(2021年度)支援実績

高齢者サロン:171団体〔令和2年度:188団体〕

子育てサロン:8団体〔令和2年度:9団体〕

シニアクラブへの支援

おおむね60歳以上の方で構成される、地域貢献活動、健康づくり・介護予防活動、生きがいを高める活動などを行うシニアクラブへの支援を行います。

令和3年度(2021年度)助成実績

活動団体数:180団体〔令和2年度:188団体〕

Check(評価)**この施策における活動指標**

○ 見守り協定の締結数

虐待・孤立化の予防や早期発見に向け、事業者等との見守り協定の締結を推進します。
この事業者との見守り協定の締結件数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内 容	新規5件 (計 27 件)	-	-	新規5件 (計 32 件)	-	新規5件 (計 37 件)
	実施結果	新規6件 (計 34 件)	新規2件 (計 36 件)	新規2件 (計 38 件)	新規3件 (計 41 件)	

自己評価

見守り協定については、令和3年度(2021年度)は新規に3件の事業者と協定の締結を行なった結果、合計締結数は41件となり、令和4年度(2022年度)時点の目標である37件を既に上回ることができている。

Act(改善)

見守り協定については、事業者への周知の結果、締結件数が着実に増加している状況である。引き続き、事業者等との協定締結を推進し、地域の高齢者等をゆるやかに見守っていくことで、地域社会からの孤立を防止し、安心して生活できる地域づくりを目指していく。

Plan(計画)

(7) 防災・防犯活動の推進

災害などの緊急時の支援を円滑に行うためには普段からの顔の見える関係づくりが大切です。また、こうした取組は防災だけでなく、防犯の効果もあり、一体的に行うことが有効です。

そのため、普段からの関係づくりを充実させるとともに、防災・防犯に対する知識の取得や災害時の対応方法まで含めた実践的な防災・防犯活動を推進します。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

地域における災害時支援体制の充実

災害時に避難行動要支援者を支援する地域支援組織の結成を促すため、町会・自治会等からの相談受付やマニュアルを提供するなどの普及・啓発を行います。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、市民部事務所、市役所本庁舎及び市立小学校等に配備することで、災害時の避難行動要支援者の確認に活用します。

令和3年度(2021年度)実績

町会・自治会への災害対策基本法改正による新たな仕組に関する説明会
開催数:4回

在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成

避難行動要支援者の中でも、とりわけ緊急性・特殊性の高い在宅の人工呼吸器使用者への被害を最小限にとどめるため、一人ひとりの状態に合わせた災害時の支援計画を作成します。この計画を関係機関と共有し、災害時の支援体制を強化します。

令和3年度(2021年度)実績

災害時個別支援計画策定件数:44件〔令和2年度:46件〕

災害ボランティアリーダーの養成（社会福祉協議会）

本市が被災したとき、各地から支援に訪れる災害ボランティアを取りまとめ、被災者の支援ニーズをコーディネートするのが災害ボランティアリーダーです。リーダー養成を進め、地域で助けあうしくみを充実させ、地域の防災力を高めます。

また、市の総合防災訓練では災害ボランティアセンター立上げ訓練等を社会福祉協議会と市が合同で行うことで、災害時の円滑な対応を整えます。

令和3年度(2021年度)実績

災害ボランティアリーダー養成講座(新規登録者向け) 14人新規登録

災害ボランティアリーダー養成講座(フォローアップ) 12人参加

〔令和2年度:新型コロナウイルス感染症の影響により未実施〕

自主防災組織への支援

共助体制の強化を図り、地域防災力向上をめざすため、主に町会・自治会、マンションの管理組合が母体となる、自主防災組織の新規結成促進を図るとともに、結成団体に対して活動用資器材を交付し、活動の活性化を支援します。

令和3年度(2021年度)実績

新規結成団体数:4団体 総数:459団体

〔令和2年度:新規結成団体数 2団体 総数 455団体〕

地域防犯リーダー養成講習会の実施

地域での自主防犯活動をけん引する地域防犯リーダーを養成するための講習会を実施し、地域における防犯活動を推進します。

令和3年度(2021年度)実績

講習参加者 74人〔令和2年度:新型コロナウイルス感染症の影響により未実施〕

Check(評価)

この施策における活動指標

○ 地域支援組織についての説明会の実施回数

町会・自治会等への説明機会を増やすことで、避難行動要支援者に対する支援をすすめる地域支援組織の結成促進を図ります。この町会・自治会等への説明会の実施回数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)
内 容	1回	-	-	3回	-	5回
	実施結果	3回	1回	2回	4回	

自己評価

地域における災害時支援体制については、令和3年5月の災害対策基本法改正を受け、これまで地域支援組織に委ねてきた避難行動要支援者支援の仕組みの見直しが必要となった。町会・自治会等へは地域支援組織の結成促進から、避難支援のための受け皿として協力依頼を行うこととなり、このための周知資料を八王子町会自治会連合会に配布するとともに、個別に町会・自治会等に対して説明会を4回開催した。

また、自主防災組織向けに避難行動要支援者の避難支援の受け皿になることについての意識調査を実施し、444団体中113団体から回答があり、受け皿に協力したいと回答した団体が約40%であった。

Act(改善)

地域における災害時支援体制は、町会・自治会、自主防災組織への働きかけが重要である。今後も町会・自治会への積極的な情報発信を行い、制度への理解を進める。

3 福祉サービスの充実

～社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上～

現状と課題

- ◆ 地域生活課題は多様化・複雑化しており、地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野において連携した取組が求められます。
- ◆ 生活困窮者自立支援法や成年後見制度利用促進法など、社会的弱者へ支援を行う法律ができ、これまでの取組に加え、より専門的な取組が求められます。
- ◆ 地域福祉に対するニーズの的確な把握や社会資源の活用、地域住民の理解促進などが必要です。

必要な取組

- ◆ 地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野における福祉サービスを充実し、連携して支援を行います。本計画では、生活困窮者への支援の充実を中心に取り組みます。
- ◆ 権利擁護の推進・成年後見制度の利用を促進します。
- ◆ 利用者の視点に立った福祉施設や事業所の評価・指導・検査を行います。
- ◆ ユニバーサルデザインに基づき、ハード整備と普及・啓発を行います。

○ 施策の展開

- (1) 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 福祉施設・事業所の評価と指導・検査
- (5) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

このテーマにおける目標

- ① 生活困窮者に対する相談窓口が市役所にあることを知っている人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	54.7%	80.7%	98.1%
	調査結果	57.1%	

② 「成年後見制度」という制度や言葉を知っている人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	52.4%	63.6%	71.2%
	調査結果	50.9%	

Plan(計画)

(1) 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実

地域生活課題が多様化しており、課題を抱える地域住民が地域で安心して暮らすことができ、支援を必要としている人が必要な支援を適切に利用できるよう、各分野の福祉サービスを充実します。

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等それぞれの取組は、対象者別計画で推進します。本計画とこれらの計画の連携を密にし、福祉サービスの充実に図ります。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

高齢者や介護関係者への支援 → 対象者別計画：高齢者計画・介護保険事業計画

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、高齢者の自立支援・重度化防止、医療・介護の連携推進、地域包括ケアシステムの強化や介護人材の確保・定着・育成を推進します。

令和3年度(2021年度)実績

計画の重要なキーワードとして掲げる「リエイブルメント(再自立)」につながるサービスの拡充や効果検証、事業の再構築を推進するとともに、コロナ禍においても高齢者自身が健康づくりを習慣化できるよう、スマートフォンアプリを活用したポイント制度「てくポ」の実証事業を開始した。

また、さまざまな市の事業や高齢者のライフスタイルが介護予防に与える影響を定量的に測定し、PDCAサイクルを回していくための前提として、後期高齢者への健康アンケートや研究機関と連携した調査分析を実施した。

障害者と家庭への支援 → 対象者別計画：障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者とその家族が、地域で充実した自立生活を送れるよう、障害を理由とする差別禁止の取組や障害児などへの支援の充実、就労支援や、障害児を含めた切れ目のない支援を実施します。

令和3年度(2021年度)実績

差別禁止の取組として障害のある人を理解するためのガイドブック「みんなちがってみんないい」合理的配慮の好事例集を発行するなど、障害理解のさらなる普及啓発に努めた。

また、障害者が地域で安心して暮らせるための支援を行う地域生活支援拠点の機能を充実するとともに、「はちおうじ子マイファイル」事業で障害児のライフステージに即した切れ目のない支援を行うことで、日常生活を支えるためのネットワークづくりを推進した。

子どもと家庭への支援 → 対象者別計画：子ども育成計画

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等の実施、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、子どもの貧困対策を推進します。

令和3年度(2021年度)実績

八王子版ネウボラによる妊娠期からの切れ目のない支援のため、保健師等による妊婦面談やパパママクラス、赤ちゃん訪問、利用者のニーズに合わせた産後ケア事業、産前産後サポート事業などを実施した。

また、若者の社会的自立を支援するため、若者総合相談センターを運営し、様々な相談の受付や、居場所の提供を行った。

生活にお困りの方への支援 → 対象者別計画：地域福祉計画（本計画）

様々な課題を持つ生活困窮者に対し、地域において自立した生活を実現できるよう支援します。

令和3年度(2021年度)実績

生活困窮者への支援(P31～)の各取組を参照

Check(評価)

この施策における活動指標

- この項目は、活動指標は設定しません。

自己評価

各対象者別計画に基づき着実に事業を実施している。

Act(改善)

引き続き、各対象別計画に基づき着実に事業を進めていく。

Plan(計画)

(2) 生活困窮者への支援

様々な課題を持つ生活困窮者に対し、地域において自立した生活を送ることができるよう支援します。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

(ア) 生活困窮者自立支援法に基づく支援

生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である就労準備支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業を一体的に実施します。

自立相談支援事業

就労やその他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等の実施

令和3年度(2021年度)実績

新規相談件数:2,712件〔令和2年度:2,235件〕

プラン作成件数:907件〔令和2年度:459件〕

住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った又はそのおそれがある方に対し、就職に向けた活動をするなど条件として、有期で家賃相当額を支給

令和3年度(2021年度)実績

相談人数:770人 支給人数:691人

〔令和2年度:相談人数 1,656人 支給人数 1,518人〕

就労準備支援事業

生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、一般就労に必要な基礎的能力を習得するための訓練を有期で実施

令和3年度(2021年度)実績

支援対象者:29件〔令和2年度:36件〕

学習支援事業

生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への相談支援の実施

令和3年度(2021年度)実績

参加者数:273人 会場数:15か所

〔令和2年度:参加者数 278人 会場数 16か所〕

家計相談支援事業

家計に課題を抱える方への家計管理能力を高め、家計再建に向けたきめ細やかな相談・支援を実施

令和3年度(2021年度)実績

プラン作成数:38件〔令和2年度:34件〕

就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の認定

直ちに一般就労が困難な人に対する支援付きの就労の場を提供する事業者の認定

令和3年度(2021年度)実績

認定件数:0件〔令和2年度:0件〕

（イ）関係機関・他制度、多様な主体による支援

八王子市生活困窮者自立支援ネットワーク会議で多様な主体による支援の方法を検討することをはじめとして、庁内関係所管や教育委員会、ハローワーク、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が連携し、対象者の早期発見や包括的な支援を行っていきます。

生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会）

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談・支援を行います。

令和3年度(2021年度)新規実績

福祉資金:3件〔令和2年度:2件〕

教育支援資金:47件(教育支援費:28件 就学支度費:19件)

〔令和2年度:教育支援資金:91件(教育支援費:55件 就学支度費:36件)〕

生活保護制度の適正実施

生活保護利用世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。

生活保護利用世帯の自立に向けて、相談・指導体制の充実を図ります。

令和3年度(2021年度)実績

生活保護制度の趣旨に基づき、適正な運用を実施した。

生活保護利用者等就労自立促進事業

市の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護利用者や児童扶養手当受給者、生活困窮者などの就職を支援します。

市役所に設置されたハローワークの常設窓口(八王子就労サポート)と連携し、支援対象者の就労による自立を促進します。

令和3年度(2021年度)実績

新規対象者:868人 就労決定者:319人

〔令和2年度:新規対象者:297人 就労決定者:193人〕

若者自立就労支援

働くことについて様々な悩みを抱えている15歳～39歳くらいまでの若者が就労するよう、協力事業者の事業所における職場体験など様々な支援を行います。

令和3年度(2021年度)実績

職場体験等参加者数 60人(令和2年度:147人)

若年無業者就労促進事業（八王子若者サポートステーション（サポステ））

サポステの登録者や当支援を受けることが適当であると判断された人を対象として、社会的体験や就労体験などの実体験が不足しているために、就労の意思はあるものの、なかなか就労に結びつかない若者に対し、就労の経験を積むことができる支援付きの就労の機会を提供する就労訓練（いわゆる「中間的就労」）を行うことにより、社会的自立・就労に結び付けます。

令和3年度（2021年度）実績

進路決定者：40人（令和2年度：37人）

（ウ）生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援法は、様々な課題を抱える生活困窮者に対して支援をするだけでなく、地域を見つめ直して、誰もが支えあい、生きづらさを少しでも軽減して生活を営める、そうした地域をつくっていこうという考えのもとにできたものです。

この理念を達成していくためには、既存の地域の社会資源との連携、新たな社会資源の創出、地域住民の理解を促進するための機会づくりなど、市と地域が一体となった地域づくりが必要となります。

地域での生活困窮者自立支援制度の認知度を高め、連携を促進するため、一層の周知を図っていきます。

社会福祉法人との連携

社会福祉法人が有する機能（福祉専門職員や福祉施設の活用など）を活かし、中間的就労等の実施、無料学習支援教室の会場提供など、生活困窮者のための連携を推進します。

令和3年度（2021年度）実績

コロナ禍で受入体制の整備が困難な中、2法人で中間的就労及び就労準備支援事業の受入を実施したほか、支援方法を確立するための協議を行った。

無料学習支援教室については、3か所で実施し、生活困窮者支援のための連携を推進することができた。

はちまるサポート（旧：地域福祉推進拠点）との連携

社会福祉協議会が運営するはちまるサポート（旧：地域福祉推進拠点）との連携を進め、生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える体制づくりを推進します。

令和3年度（2021年度）実績

はちまるサポートとの連携を進め、はちまるサポート、自立相談支援機関それぞれにおける相談の相互支援を行った。

NPO法人など地域で活動している団体との連携

フードバンク団体、子ども（誰でも）食堂、無料学習塾など、地域で活動する様々な団体と連携し、生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える地域づくりを推進します。

令和3年度(2021年度)実績

これまでの連携先に加え、就労準備支援事業の活動先として、商店会などとの支援協力を進めた。

Check(評価)

この施策における活動指標

○ 自立支援相談の新規相談件数

制度周知及び関係機関との連携強化により、支援を必要とする人を早期に発見し、相談・支援を行います。この自立支援相談の新規件数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内 容	1,140 件	-	-	1,300 件	-	1,500 件
	実施結果	1,525 件	1,722 件	2,235 件	2,712 件	

○ 就労決定者数（生活保護受給者含む）

ハローワーク等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行い、自立につなげます。この支援を通じた就労決定者数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内 容	468 人	-	-	580 人	-	680 人
	実施結果	435 人	372 件	290 件	319 人	

○ 無料学習教室の参加者数

無料学習教室では、子どもたちの未来の自立に向け、学習機会の場を提供します。この無料学習教室の参加者数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内 容	110 人	-	-	130 人	-	160 人
	実施結果	162 人	276 人	278 人	273 人	

自己評価

生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援相談の新規件数は、新型コロナウイルスの影響もあり大幅に増加している。制度の周知及び関係機関との連携強化が進み、早期発見につながっており、引き続き関係機関との連携強化に努めていく。また、新型コロナウイルス感染対策による生活維持の施策と合わせて就労支援を実施しており、就労決定者数については、前年度に比べて約1割回復している。

無料学習教室の参加者は昨年度並みとなっている。引き続き、子どもたちの自立の一助となるよう関係機関と連携しつつ、子ども健全育成支援員によるきめ細かなフォローを継続していく。

Act(改善)

新型コロナウイルスの影響を受け、自立相談支援新規受付件数が増加している中、生活維持の施策と合わせてハローワーク等との連携をさらに強化し、対象者に合わせた適切な就労支援を実施していく。

Plan(計画)

(3) 権利擁護の推進

判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知を図り、利用しやすい環境を整備します。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

成年後見・あんしんサポートセンター八王子の体制強化

福祉サービスの利用に際しての苦情対応や判断能力が十分でない方の権利擁護、成年後見制度の利用等について相談受付や支援、普及啓発、市民後見人の養成及び活用の推進、法人後見監督の充実に向け、体制を強化します。

令和3年度(2021年度)実績

判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見・あんしんサポートセンター八王子の運営を社会福祉協議会に委託し、適切に業務を遂行し、体制の強化に努めた。

成年後見制度の利用支援

判断能力が十分でない方で、後見等の申立をする親族がいない場合などに、後見人等を選任する審判を市長が家裁に申し立てることで、対象となる方の財産管理や身上監護などを行います。

また、成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題等で利用することが困難な方を支援するため、申立に係る費用及び後見人等報酬について助成を行います。

令和3年度(2021年度)実績

市長申立実績:35件〔令和2年度:50件〕

申立助成件数:42件 報酬費用助成件数:33件

〔令和2年度:申立助成件数:21件 報酬費用助成件数:66件〕

Check(評価)

この施策における活動指標

○ 市民後見人候補者の登録者数

成年後見制度の利用促進に向けて、市民後見人候補者の養成を行うことで、成年後見人等の担い手を確保し、権利擁護の推進につなげます。この市民後見人候補者の登録者数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)
内 容	33 人	-	-	63 人	-	93 人
	実施結果	36 人	39 人	35 人	40 人	

○ 成年後見制度に関する講座・学習会の開催回数

成年後見制度についての講座等を実施することで、本制度の周知や理解を深めてもらう機会を提供します。この講座・学習会の開催回数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)
内 容	9回 (延 234 人)	-	-	11 回 (延 250 人)	-	13 回 (延 270 人)
	実施結果	9回 (延 250 人)	10 回 (延 194 人)	5回 (延 38 人)	8回 (延 78 人)	

自己評価

本計画のテーマ「福祉サービスの充実」における目標の一つである「「成年後見制度」という制度や言葉を知っている人の割合」は令和2年度の意識調査において50.9%であり、目標の63.6%を下回っている状況である。

成年後見制度の普及啓発では、講座や学習会を新型コロナウイルス感染症の対策を取りながら徐々に再開し、講演会2回、学習会を6回開催して延べ78人の参加となった。

一方で令和3年度(2021年度)は、5名を市民後見人候補者として登録したが、年齢等により引退する市民後見人もいることから大幅な増加は見込めていない状況である。

Act(改善)

引き続き成年後見制度の講座や学習会を開催し、本制度の周知や理解を深めてもらう機会を提供していく。また、令和3年度(2021年度)より開始した社会福祉協議会の法人後見のなかで、養成した市民後見人候補者の活用をするなどして、地域福祉の担い手として取り組みを進めていく。

Plan(計画)

(4) 福祉施設・事業所の評価と指導・検査

福祉・保健医療に関わる事業所による良質で適切な福祉サービス提供をめざし、第三者による評価受審への支援や、認可事務及び指導・検査事務を適切に行い、市民が安心してサービスを利用できる環境を整えます。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

社会福祉法人認可事務及び指導・検査事務の実施

社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等及び福祉サービス事業者への指導・検査を行います。

令和3年度(2021年度)実地検査

老人福祉施設(養護・有料老人ホーム)4施設〔令和2年度:0施設〕

介護サービス事業所等 226事業所〔令和2年度:13事業所〕

障害サービス事業所等 156事業所〔令和2年度:27事業所〕

児童福祉施設等 184施設〔令和2年度:30施設〕

東京都福祉サービス第三者評価受審費補助

福祉サービス第三者評価は、利用者でも事業者でもない第三者の評価機関がサービスの内容・組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表するしくみのことです。高齢や障害、子育て等各分野の対象施設等に対し、この受審促進のため、受審費の一部補助を行います。

令和3年度(2021年度)実績

高齢者福祉施設:14件〔令和2年度:14件〕

障害者福祉施設:28件〔令和2年度:36件〕

児童福祉施設:6件〔令和2年度:6件〕

施設従事者向け虐待防止研修の実施

高齢者及び障害者の施設従事者に対し、入所者への虐待を防止するための研修を実施します。

令和3年度(2021年度)実績

実施回数:2回、参加者事業者数:延366事業所〔令和2年度:2回〕

Check(評価)

この施策における活動指標

- この項目は活動指標を設定しません。

自己評価

福祉・保健医療に関わる事業所による良質で適切な福祉サービス提供をめざし、第三者による評価受審への支援や、認可事務及び指導・検査事務を適切に行い、市民が安心してサービスを利用できる環境を整えた。

Act(改善)

引き続き市民が安心してサービスを利用できる環境を整える必要がある。

Plan(計画)

(5) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

ユニバーサルデザインに基づく、誰もが利用しやすいまちづくりの整備を進め、市民の理解を深めていきます。

Do(実行)

令和3年度（2021年度）の取組

思いやり駐車スペース設置への補助

障害者・妊産婦・高齢者・一時的にケガをしている方など、歩行や移動の困難な方が優先的に使える、駐車場利用者の“思いやり”に根ざした駐車スペースです。

市の施設への設置が進んでいるため、民間施設への設置を促進するための一部費用の補助を行います。

令和3年度(2021年度)実績

新規補助対象:0件〔令和2年度:0件〕

赤ちゃん・ふらっと設置促進

乳幼児と一緒に安心して外出を楽しめるように設置された、授乳やおむつ替えができるスペースです。

事業者や子育て支援施設と連携しながら、必要な地域への赤ちゃん・ふらっとの設置を促進します。

令和3年度(2021年度)実績

新規設置:1件(市内設置件数135件)[令和2年度:3件]

交通空白地域交通事業への運営費補助

交通空白地域(鉄道駅700m、バス停300m以遠)で地域が行う、地域交通事業運営費の補助を行います。

令和3年度(2021年度)実績

小津町地域バス、旭ヶ丘団地乗合タクシー、高尾紅葉台自治会循環バスに補助を実施

[令和2年度:小津町地域バス、旭ヶ丘団地乗合タクシーに補助を実施]

東京都福祉のまちづくり条例に基づく審査・指導の実施

高齢者、障害者などだれもが円滑に利用できるやさしいまちづくりを推進するため、だれでもトイレの整備など東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出に対し指導、助言をします。

令和3年度(2021年度)実績

届出総数:31件[令和2年度:19件]

Check(評価)

この施策における活動指標

○ 思いやり駐車スペースの民間設置数

思いやり駐車スペースの民間施設への整備を推進することで、配慮が必要な人へのより多くの市民の理解が広がり、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの意識を高めます。この思いやり駐車スペースの民間施設への設置数を活動指標とします。

年 度	策定時	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
内 容	0台	-	-	3台	-	6台
	実施結果	0台	0台	0台	0台	

自己評価

思いやり駐車スペースについては、設置が東京都福祉のまちづくり条例上の遵守基準ではないこと、設置をすることで駐車場全体のスペース活用が難しくなること等の理由により民間施設への設置には至っていない状況である。

Act(改善)

思いやり駐車スペースについては、令和2年度(2020年度)より設置費の一部補助を廃止。今後は、東京都福祉のまちづくり条例の協議時に施設整備者に思いやり駐車スペース設置のお願いをするとともに公共施設での設置促進を進めていく。